

谷山第二地区土地区画整理事業

事業計画変更特集号

発行 鹿児島市 建設局 都市計画部
谷山都市計画事務所
〒891-0194 鹿児島市谷山中央四丁目4927番地
谷山支所3階
谷山都市計画事務所
谷山第二地区係
TEL099-269-8436(直通)

事業計画の変更について

谷山第一地区土地区画整理事業については、平成十三年度から皆さまのご理解とご協力を頂きながら、建物移転や道路工事等を行い、田辺地区や試験場地区が工事概成しております。

しかしながら、不動寺地区、本城地区及び岩下地区については、建物移転等を現在、鋭意進めているところであり、谷山第二地区の平成十九年度末(十三年から七箇年経過)での進捗率は、事業費ベースで約七十一%、建物移転率で約六十六%となっております。

このようなことから、現在の予定期間(工事概成は二十一年度、施行は二十四年度)に事業を完了する事が困難な状況となっております。

そこで、これまで実施した事業の精査と今後実施する事業を再検討して事業計画の変更案を作成いたしましたので、住民の皆さまへその内容について地元説明会を開催いたします。

また、土地区画整理事法に基づく事業計画の変更案の縦覧を行う予定にしております。

事業計画変更(案)の内容

◎資金計画の変更

変更前 一百六十三億円

変更後 二百九十三億円(三十億円増額)

(変更理由)

資金計画の支出事業のうち、建物移転補償費等が増額したことによる。

◎施行期間の変更

変更前 平成九年度から平成二十四年度まで
(工事概成・平成二十二年度)

変更後 平成九年度から平成二十六年度まで
(工事概成・平成二十四年度)

(変更理由)

現在の進捗等を考慮して、工事概成を三年間延長し、平成二十四年度とします。

また、施行期間については、二年間延長し、平成二十六年度とします。

- ◎設計の概要の変更
- ・街区及び区画道路の変更

(詳細については裏面の図面を参照)

(変更理由)
事業実施するにあたり、街区を適正な形状に変更したことによる。

事業計画変更(案)の地元説明会について

(なお、説明会当日は「特集号」をご持参ください。)

日時 平成二十年六月一日(日)
十四時から十六時まで

会場

谷山中学校 体育館
(鹿児島市上福元町六四六四ノ一)

※駐車場は限りがあります。車でのご来場はお控えください。

事業計画変更(案)の縦覧等について

期間

平成二十年六月三日(火)から
平成二十年六月一六日(月)まで

※土曜日、日曜日も縦覧を行います。

時間 午前八時三〇分から午後五時まで

場所

谷山都市計画事務所(谷山支所三階)

事業計画の変更については、その内容を記載した図面などを、谷山都市計画事務所で二週間縦覧いたします。
なお、利害関係者は、事業計画の変更について意見がある場合、鹿児島県知事に意見書を提出することができます。

(提出期限) 平成二十年六月三十日

事業計画変更の手続きの流れについて

変更(案)の作成

地元説明会
6/1

意見書の提出(県知事)
6/3~6/16

意見書の提出があった場合
意見書の提出(県知事)
6/3~6/16

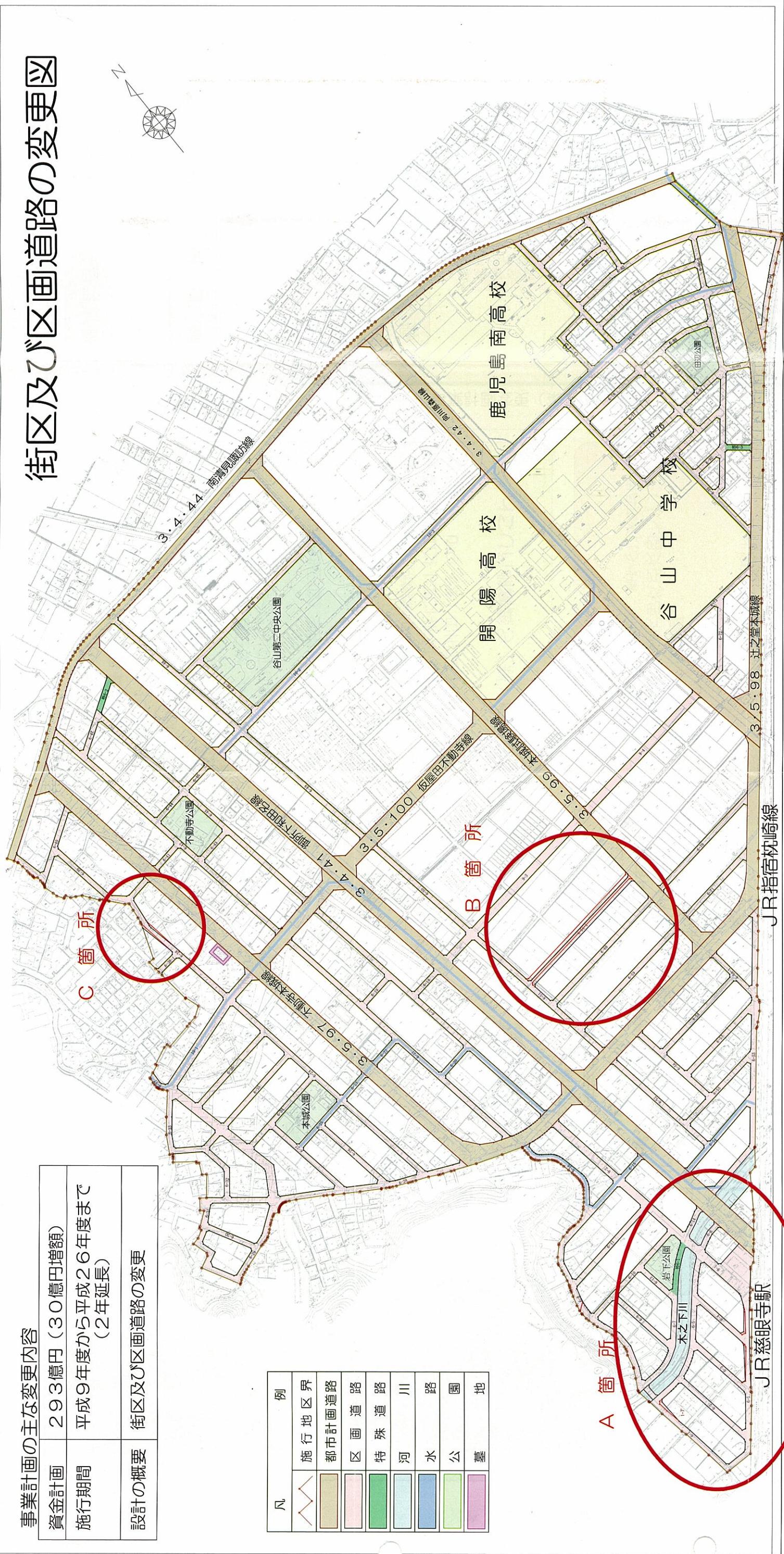
意見書の提出があった場合
意見書の提出(県知事)
6/3~6/16

意見を採択
意見を不採択とした場合
意見を不採択とした場合

事業計画変更の公告

意見書の提出がなかった場合

街区及び区画道路の変更図



3-1-1BL・31-2BL
[変更内容]
街区調整による区画道路の変更

1BL・3BL・4BL・5BL
2-1BL・3-1BL
[変更内容]
区画道路等の変更による街区の調整

58-1BL
[変更内容]
街区調整による区画道路の変更



58-1BL・59BL
[変更内容]
街区調整による区画道路の変更

凡例
街区面積増
街区面積減